第１条のうち法人税法施行規則別表八㈠の次に二表を加える改正規定のうち別表八㈠付表一の表中

国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入額 （別表十七(一)「35」と別表十七(二の五)「27」のうち多い金額）又は（別表十七(二の五)「32」と別表十七の三(二)「17」のうち多い金額）	国外支配株主等に係る負債の利子対象純支払利子等の損金不算入額せられるべき資本に対応する負債額 （別表十七(一)「35」と別表十七ち多い金額）又は（別表十七(二の七の三(二)「17」のうち多い金額

を

等の損金不算入額、又は恒久的施設に帰の利子の損金不算入

（二の二）「27」のう二）「32」と別表十）

に改める。

第１条のうち法人税法施行規則別表八㈠の表の改正規定中

措法第66条の８第２項前段若しくは第９項前段又は第68条の92第２項前段若しくは第９項前段の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 （別表十七(三の四)「23」＋「25」）	措置法第66条の８第２項若しくは第９項又は第68条の92第２項若しくは第９項の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 （別表十七(三の七)「23」＋「24」）
⑯のうち措法第66条の８第３項若しくは第10項又は第68条の92第３項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額 （別表十七(三の四)「24」）	⑯のうち措置法第66条の８第３項若しくは第10項又は第68条の92第３項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額 （別表十七(三の七)「25」）

を

措置和２段の

⑯の和２によ

に、

法第66条の８第２項前段若しくは第８項前段又は令年旧措置法第68条の92第２項前段若しくは第９項前規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 （別表十七(三の四)「23」＋「25」）	措置法第66条の８第２項若しくは第８項又は令和２年旧措置法第68条の92第２項若しくは第９項の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 （別表十七(三の七)「23」＋「24」）
うち措置法第66条の８第３項若しくは第９項又は令年旧措置法第68条の92第３項若しくは第10項の規定り益金不算入とされる損金算入配当等の額 （別表十七(三の四)「24」）	⑯のうち措置法第66条の８第３項若しくは第９項又は令和２年旧措置法第68条の92第３項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額 （別表十七(三の七)「25」）

を

に、

⑳のうち措法第66条の８第２項後段若しくは第９項後段又は第68条の92第２項後段若しくは第９項後段の規定により損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額
（別表十七(三の四)「28」）

を

⑳のうち措置の規定によりの額

法第66条の８第16項又は第68条の92第16項損金不算入の対象外とされる外国源泉税等 （別表十七(三の七)「28」）	⑳のうち措置法第66条の８第２項後段若しくは第８項後段又は令和２年旧措置法第68条の92第２項後段若しくは第９項後段の規定により損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額 （別表十七(三の四)「28」）

に、

⑳のうち措置法第66条の８第14項又は令和２年旧措置法第68条の92第16項の規定により損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額
（別表十七(三の七)「28」）

を

に改める。

第１条のうち法人税法施行規則別表十一(一の二)の記載要領第一号(2)の改正規定中「租税特別措置法施行令」を」の下に「「令和３年旧措置法施行令」に、「令和３年旧措置法施行令」を」を加える。

第１条のうち法人税法施行規則別表十四㈠の記載要領第一号の改正規定中「含む。）」の次に」を「の規定の」を」に、「第66条の11の２第１項」を「第66条の11の３第１項」に、「」を加え」を「の規定の」に改め」に改める。

第１条のうち、法人税法施行規則別表十七の三㈢の次に二表を加える改正規定中「二表」を「三表」に改め、同改正規定のうち別表十八の表中

控除対象欠損金額 （別表七(三)付表「９」）	控除対象欠損金額 （別表七(三)付表「８」）

を

に改め、同改正規定中同表の記載要領に次のように加える。

⑼　租税特別措置法第42条の３の２（中小企業者等の法人税率の特例）の規定

第１条のうち法人税法施行規則別表十七の三㈢の次に二表を加える改正規定中別表十八付表を別表十八付表一とし、同条中同改正規定に次のように加える。